

岐阜県公安委員会

高山市・飛騨市内における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
北小学校前	岐阜県高山市桐生町2丁目21番地先	岐阜県立飛騨特別支援学校が委託し株式会社丹生川観光が運行する岐阜県立飛騨特別支援学校の在籍児童生徒の通学用のスクールバスに限る	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和7年6月19日関係者全員の合意が完了
四十八滝口	岐阜県飛騨市古川町大野町141番地1先			
上枝駅前	岐阜県高山市下切町180番地先			
赤保木	岐阜県高山市赤保木町1000番地先			

